

## 株式会社三菱 UFJ 銀行をアレンジャーとする 株式会社 SCREEN ホールディングスに対する サステナビリティ・リンク・ローンに係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三菱 UFJ 銀行をアレンジャーとして実施する株式会社 SCREEN ホールディングスに対するサステナビリティ・リンク・ローンについて、第三者意見書を提出しました。

### <要約>

本第三者意見書は、株式会社三菱 UFJ 銀行をアレンジャーとする株式会社 SCREEN ホールディングス（SCREEN ホールディングス）に対するシンジケーション方式サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）（本ローン）に対して、Loan Market Association（LMA）、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）及び Loan Syndication and Trading Association（LSTA）によるサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）及び環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省ガイドライン）（SLLP 及び環境省ガイドラインを総称して SLLP 等）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)SCREEN ホールディングスのサステナビリティ戦略とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の設定、(2)融資条件及び期中のモニタリング体制について第三者評価を行った。

#### (1) SCREEN ホールディングスのサステナビリティ戦略と SPTs の設定について

SCREENホールディングスは、本ローンにおいて、以下のSPTsを設定することで株式会社三菱UFJ銀行と合意した。

SPT： 2030年3月期までに、CO<sub>2</sub>排出量（総量ベース、スコープ1,2）を、2019年3月期実績比30%削減する SBT に向けたマイルストーンとして、2024年3月期までに同10%削減

SCREEN ホールディングスは、創業の精神「思考展開」を礎に、現在は3つのコア技術「表面処理技術」、「直接描画技術」、「画像処理技術」を応用展開し、それらを構成する要素技術を半導体市場、印刷市場、ディスプレイ市場、プリント基板市場などに展開している。事業セグメントは①半導体製造装置事業（SPE）、②グラフィックアーツ機器事業（GA）、③ディスプレイ製造装置および成膜装置事業（FT）、④プリント基板関連機器事業（PE）を有し、2021年3月期の上半期末の売上高はSPEが全体の75.3%を占める。地域別売上高で見た場合、アジア・オセアニアが56.2%、日本が25.6%、北米が11.2%、欧州が5.4%となっている。SCREEN は各事業セグメントにおいて、世界シェア1位の装置をいくつか有している。SPE ではウェハーを一枚ずつ洗浄する枚葉式洗浄装置、複数枚を一度に洗うバッチ式洗浄装置、スピンスクラバー、GA では POD 装置（フルカラーバリアブル印刷システム）、FT ではコーターデベロッパーがトップシェアである。

SCREEN ホールディングスは、社会的な課題・ニーズを解決する技術、製品、サービスなどを世界中のお客さまに提供し、社会の発展に寄与することによって、企業価値を高める企業体、すなわち、「ソリューションクリエイター」としての業界でのプレゼンス確立を新中計における基本コンセプトに据え、新中期経営計画「Value Up 2023」では、社会的価値と経済的価値を共に高めることによって、SCREEN Value（企業価値）向上を目指している。

SCREEN ホールディングスは、自社の社会的価値を「Sustainable Value」と名付けて ESG 関連の長期

指針を設けており、これをバックキャストした中期計画“Sustainable Value 2023”で特定した主な課題のうち、CO<sub>2</sub>排出量の削減目標を本ローンにおける SPT として設定しており、当社のサステナビリティ戦略と SPT の設定は整合している。

SCREEN ホールディングスは、主力製品である枚葉式洗浄装置、バッチ式洗浄装置、スピンスクラバー、POD 装置、ディスプレイ用コーターデベロッパーについて、いずれも世界 No.1 のシェアを有していることから、同製品市場における大きなインパクトがある。また、同業他社と比較した場合、スコープ 1,2 の総量ベースで 2030 年度に 2019 年 3 月期年比で CO<sub>2</sub> 排出量を 30%削減するという目標設定について、SBT イニシアティブ (SBTi) から承認を取得済みの半導体製造装置メーカーは、SCREEN ホールディングスのみである。SBT イニシアティブの承認は、パリ協定の目標である「産業革命前より 2°C を十分に下回る水準(Well Below 2°C)に抑える」ことを実現するための科学的根拠に基づいた排出量削減目標であることを示すものであり、野心度が高いと言える。また、同業界における CO<sub>2</sub> 削減を牽引する動きとして意義深い。

## (2) 融資条件及び期中のモニタリング体制について

本ローンでは、SCREENホールディングスのサステナビリティ戦略達成にインセンティブをつけるため、返済期限到来まで、金利見直しのタイミングを複数回設け、当該タイミング時のSPTsの進捗状況と貸出条件等が連動されている。また、最終的なサステナビリティ達成度については、判定基準時点となる2024年度の達成状況について、SCREENホールディングス、株式会社三菱UFJ銀行及びJCRの3者で評価する予定である。

以上の考察から、JCR は、本第三者意見の提供対象である本ローンが、SLLP 等に適合していることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：シンジケーション方式サステナビリティ・リンク・ローン  
借入人：株式会社 SCREEN ホールディングス  
アレンジャー行：株式会社三菱 UFJ 銀行

2021年3月17日

株式会社 日本格付研究所

## 目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見対象の概要	- 5 -
III. 本ローンの SLLP 等との適合性確認	- 6 -
1. SCREEN ホールディングスのサステナビリティ戦略と本ローンで注目する重要課題の関連性	- 6 -
1-1. SCREEN ホールディングスのコアとなるサステナビリティ戦略	- 6 -
1-2. SCREEN ホールディングスの設定した SPT	- 8 -
1-3. サステナビリティ戦略と SPTs の整合性に係る SLLP 等への準拠性の確認	- 8 -
2. SPTs の妥当性、融資条件におけるインセンティブの発生状況	- 9 -
2-1. SCREEN ホールディングスの設定した SPTs の内容	- 9 -
2-2. 融資条件におけるインセンティブ設定状況の確認	- 11 -
2-3. JCR によるインパクト評価	- 11 -
2-4. 目標設定に関する SLLP 等への準拠性確認	- 13 -
3. SPTs の進捗状況に係るレポート内容と方法の適切性	- 15 -
3-1. レポート内容とその方法について	- 15 -
3-2. レポートに関する SLLP 等への準拠性確認	- 15 -
4. レビュー方法の適切性	- 16 -
4-1. SPTs の進捗状況に係るレビューの方法	- 16 -
4-2. 本ローンの SLLP 等への適合性に係るレビューの方法	- 16 -
4-3. レビューの方法に関する SLLP 等への準拠性確認	- 16 -
IV. 結論	- 17 -

## <要約>

本第三者意見書は、株式会社三菱 UFJ 銀行をアレンジャーとする株式会社 SCREEN ホールディングス (SCREEN ホールディングス) に対するシンジケーション方式サステナビリティ・リンク・ローン (SLL) (本ローン) に対して、Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA) 及び Loan Syndication and Trading Association (LSTA) によるサステナビリティ・リンク・ローン原則 (SLLP) 及び環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン (環境省ガイドライン) (SLLP 及び環境省ガイドラインを総称して SLLP 等) への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所 (JCR) は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)SCREEN ホールディングスのサステナビリティ戦略とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (SPTs) の設定、(2)融資条件及び期中のモニタリング体制について第三者評価を行った。

### (1) SCREEN ホールディングスのサステナビリティ戦略と SPTs の設定について

SCREENホールディングスは、本ローンにおいて、以下のSPTsを設定することで株式会社三菱UFJ銀行と合意した。

SPT : 2030年3月期までに、CO<sub>2</sub>排出量 (総量ベース、スコープ1,2) を、2019年3月期実績比30%削減するSBTに向けたマイルストーンとして、2024年3月期までに同10%削減

SCREEN ホールディングスは、創業の精神「思考展開」を礎に、現在は3つのコア技術「表面処理技術」、「直接描画技術」、「画像処理技術」を応用展開し、それらを構成する要素技術を半導体市場、印刷市場、ディスプレイ市場、プリント基板市場などに展開している。事業セグメントは①半導体製造装置事業 (SPE)、②グラフィックアーツ機器事業 (GA)、③ディスプレイ製造装置および成膜装置事業 (FT)、④プリント基板関連機器事業 (PE) を有し、2021年3月期の上半期末の売上高は SPE が全体の75.3%を占める。地域別売上高で見た場合、アジア・オセアニアが56.2%、日本が25.6%、北米が11.2%、欧州が5.4%となっている。SCREEN は各事業セグメントにおいて、世界シェア1位の装置をいくつか有している。SPE ではウエハーを一枚ずつ洗浄する枚葉式洗浄装置、複数枚を一度に洗うバッチ式洗浄装置、スピンスクラバー、GA では POD 装置 (フルカラーバリアブル印刷システム)、FT ではコーターデベロッパーがトップシェアである。

SCREEN ホールディングスは、社会的な課題・ニーズを解決する技術、製品、サービスなどを世界中のお客さまに提供し、社会の発展に寄与することによって、企業価値を高める企業体、すなわち、「ソリューションクリエイター」としての業界でのプレゼンス確立を新中計における基本コンセプトに据え、新中期経営計画「Value Up 2023」では、社会的価値と経済的価値を共に高めることによって、SCREEN Value (企業価値) 向上を目指している。

SCREEN ホールディングスは、自社の社会的価値を「Sustainable Value」と名付けて ESG 関連の長期指針を設けており、これをバックキャストした中期計画“Sustainable Value 2023”で特定した主な課題のうち、CO<sub>2</sub>排出量の削減目標を本ローンにおける SPT として設定しており、当社のサステナビリティ戦略と SPT の設定は整合している。

SCREEN ホールディングスは、主力製品である枚葉式洗浄装置、バッチ式洗浄装置、スピンスクラブ、POD 装置、ディスプレイ用コーターデベロッパーについて、いずれも世界 No.1 のシェアを有していることから、同製品市場における大きなインパクトがある。また、同業他社と比較した場合、スコープ 1,2 の総量ベースで 2030 年度に 2019 年 3 月期年比で CO2 排出量を 30%削減するという目標設定について、SBT イニシアティブ (SBTi) から承認を取得済みの半導体製造装置メーカーは、SCREEN ホールディングスのみである。SBT イニシアティブの承認は、パリ協定の目標である「産業革命前より 2°Cを十分に下回る水準(Well Below 2°C)に抑える」ことを実現するための科学的根拠に基づいた排出量削減目標であることを示すものであり、野心度が高いと言える。また、同業界における CO2 削減を牽引する動きとして意義深い。

## (2) 融資条件及び期中のモニタリング体制について

本ローンでは、SCREENホールディングスのサステナビリティ戦略達成にインセンティブをつけるため、返済期限到来まで、金利見直しのタイミングを複数回設け、当該タイミング時のSPTsの進捗状況と貸出条件等が連動されている。また、最終的なサステナビリティ達成度については、判定基準時点となる2024年度の達成状況について、SCREENホールディングス、株式会社三菱UFJ銀行及びJCRの3者で評価する予定である。

以上の考察から、JCR は、本第三者意見の提供対象である本ローンが、SLLP 等に適合していることを確認した。

## I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、本ローンに対して SLLP 等に即した第三者評価を行った。SLL とは、借入人が予め設定した意欲的な SPTs の達成にインセンティブ付けを行うことで、借入人及び貸付人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとした、ローン商品及びコミットメントライン等融資枠のことを言う。

SLLP は、4つの原則からなる。第1原則は借入人のサステナビリティ戦略と SPTs が結びついていること、第2原則はターゲットの設定及び計測が予定されていること、第3原則は貸付人に対して定期的にインパクト・レポートが予定されていること、第4原則は SLL が内部組織又は第三者によって評価されていることである。

本第三者意見の目的は、SLLP 第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本ローンの SLLP 第1原則～第3原則及び環境省ガイドラインへの適合性に関するレビューを行うことである。

## II. 第三者意見対象の概要

今回の評価対象は、株式会社三菱 UFJ 銀行、同行をアレンジャー行とするシンジケートローン団及び SCREEN ホールディングスとの間で 2021 年 3 月 31 日付にて実行を予定する SLL である。以下は、本第三者意見に含まれる評価項目である。

1. SCREEN ホールディングスのコアとなるサステナビリティ戦略と本ローンで注目する重要課題の関連性
2. SPTs の設定とその妥当性、融資条件におけるインセンティブの発生状況
3. SPTs の進捗状況に係るレポート内容と方法の適切性
4. レビュー方法の適切性

### III. 本ローンの SLLP 等との適合性確認

#### 1. SCREEN ホールディングスのサステナビリティ戦略と本ローンで注目する重要課題の関連性

##### 1-1. SCREEN ホールディングスのコアとなるサステナビリティ戦略

###### <事業概要>

SCREEN ホールディングスは、創業の精神「思考展開」を礎に、現在は3つのコア技術「表面処理技術」、「直接描画技術」、「画像処理技術」を応用展開し、それらを構成する要素技術を半導体市場、印刷市場、ディスプレイ市場、プリント基板市場などに展開している。事業セグメントは①半導体製造装置事業 (SPE)、②グラフィックアーツ機器事業 (GA)、③ディスプレイ製造装置および成膜装置事業 (FT)、④プリント基板関連機器事業 (PE) を有し、2021年3月期上半期末の売上高は SPE が全体の 75.3% を占める。地域別売上高で見た場合、アジア・オセアニアが 56.2%、日本が 25.6%、北米が 11.2%、欧州が 5.4% となっている。SCREEN は各事業セグメントにおいて、世界シェア 1 位の装置をいくつか有している。SPE ではウエハーを一枚ずつ洗浄する枚葉式洗浄装置、複数枚を一度に洗うバッチ式洗浄装置、スピンスクラバー、GA では POD 装置 (フルカラーバリアブル印刷システム)、FT ではコーターデベロッパーがトップシェアである。

###### <価値創造プロセス>

SCREEN ホールディングスは、創業の精神「思考展開」と企業理念「未来共有・人間形成・技術追求」のもと、コア・コンピタンスを生かしたマーケティング主導の事業活動を展開し、社会的課題・ニーズの解決につながる技術、製品、サービスなどのソリューションをお客様に提供することを通して、社会的価値と経済的価値を両立した SCREEN Value (企業価値) の向上を目指している。さらに、そのアウトプットを、次なるソリューション創出のために再投資し、コア・コンピタンスに磨きをかけながら、社会の発展に寄与することにより、持続的な SCREEN Value の向上を目指している。新中期経営計画「Value Up 2023」では、上記価値創造プロセスを考慮した企業価値向上を目指している。

###### <新中期経営計画「Value Up 2023」>

SCREEN ホールディングスは、社会的な課題・ニーズを解決する技術、製品、サービスなどを世界中のお客さまに提供し、社会の発展に寄与することによって、企業価値を高める企業体、すなわち、「ソリューションクリエイター」としての業界でのプレゼンス確立を新中計における基本コンセプトに据えている。

###### 基本戦略

1. イノベーションの創出と持続的成長サイクルによる企業価値向上
2. 収益性と効率性を追求し、利益に見合うキャッシュを創出
3. サステナブル企業に向けた ESG への取り組み (Sustainable Value 2023)

E=事業活動を通じた環境負荷低減の取り組み

S=働き甲斐のある環境づくりと社会的課題解決への積極的な取り組み

G=リスクマネジメントと事業継続計画の強化

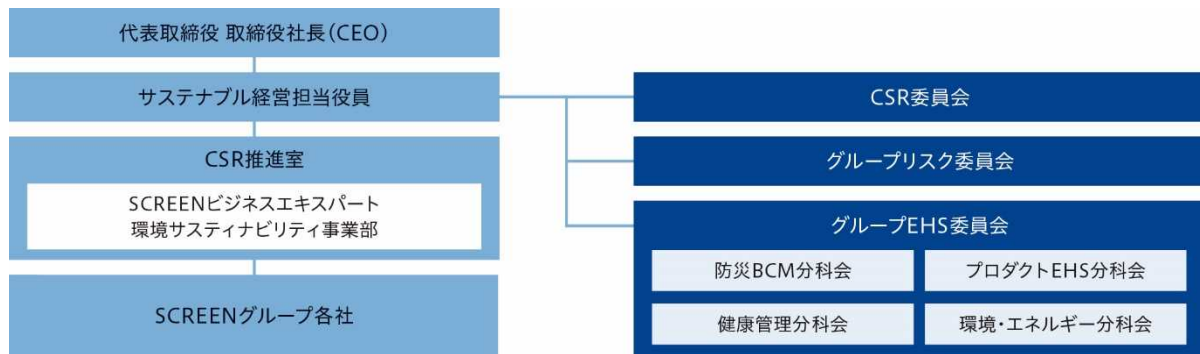


<サステナブル経営のための基本方針と推進体制>

SCREENホールディングスは、企業理念に基づく行動原則、グループの全役員・従業員が心掛けるべき行動規範を定めたCSR憲章・行動規範を基本とし、サステナブル経営を推進している。

SCREEN グループ CSR 憲章	
1. 社会に有益な製造・サービスの提供	6. 情報・知的財産の適切な管理と活用
2. 人権の尊重と働きやすい職場環境	7. 企業情報の適切な開示
3. 人と地球にやさしい環境形成	8. 良き企業市民としての社会貢献
4. 健全で効果的な企業統治	9. 反社会勢力の排除
5. 法令・社会規範の順守	

上記基本方針を推進するため、SCREENホールディングスでは、サステナブル経営担当役員を設置し、グループ全体のサステナブル経営に関する責任と権限をもって推進している。サステナブル経営担当役員の下には、CSR委員会、グループリスク委員会、グループEHS委員会を設置、グループ各社においても担当役員が設置され、定期的に情報共有を行い、連携を取りながら重点施策の実施、グループ社員の意識向上に取り組んでいる。



(出所：SCREENホールディングス Annual Report 2020)

<社会的価値向上のために、Sustainable Value 2023 で特定した主な課題と目標(環境のみ抜粋)>

特定した主な目標	2024年3月期目標
事業活動によるCO <sub>2</sub> 排出量	事業所のCO <sub>2</sub> 排出量を10%削減(2019年3月期比) 2030年3月期までに30%削減するSBT <sup>1</sup> (スコープ1,2)に向けた継続的な活動
製品によるCO <sub>2</sub> 排出抑制	販売した製品の使用によるCO <sub>2</sub> 排出量を8%削減(2019年3月期比) 2030年3月期までに20%削減するSBT(スコープ3)に向けた継続的な活動
廃棄物の削減(リサイクル化促進)	事業活動により発生する廃棄物原単位を5%削減(2019年3月期比)

<sup>1</sup> SBT (Science Based Targets) : パリ協定 (世界の気温上昇を産業革命前より 2°Cを十分に下回る水準(Well Below 2°C)に抑え、また 1.5°Cに抑えることを目指すもの) が求める水準と整合した、5年~15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標

水資源の有効活用	事業所で使用する上水・工業用水などの取水量（原単位）を5%削減 （2019年3月期比）
生物多様性の推進	森林保全、生態系保全活動の継続・拡充

（出所：SCREEN Annual Report 2020）

### 1-2. SCREEN ホールディングスの設定した SPT

SCREEN ホールディングスは、上記”Sustainable Value 2023”で特定した主な課題のうち、CO<sub>2</sub>排出量の削減目標を本ローンにおける SPT として設定し、達成した場合に金利条件を優遇する仕組みとすることで、株式会社三菱 UFJ 銀行と合意した。

SPT: 2030年3月期までに、CO<sub>2</sub>排出量（総量ベース、スコープ1,2）を、2019年3月期実績比30%削減する SBT に向けたマイルストーンとして、2024年3月期までに同10%削減

### 1-3. サステナビリティ戦略と SPTs の整合性に係る SLLP 等への準拠性の確認

SCREEN ホールディングスのサステナビリティ戦略に関して、JCR は以下の項目について SLLP 等への準拠性を確認した。

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
借入人のサステナビリティ戦略に定められたサステナビリティ目標と関連付けられるか。また、その目標がSPTsとどのように整合しているか。	SCREEN ホールディングスは、CSR 憲章の中で、「人と地球にやさしい環境形成」を挙げている。 上記 CSR 憲章を基本とし、設定した新中期経営計画「Value Up2023」は、経済的価値と社会的価値（Sustainable Value）によって SCREEN Value（企業価値）を高めることを目指している。社会的価値向上を目指して策定した ESG 中期計画“Sustainable Value 2023”では、特に SBT の枠組みに基づくエネルギー消費削減や環境負荷低減により CO <sub>2</sub> 排出削減を強化し、事業を通じて脱炭素社会の実現に貢献することを掲げていることから、本ローンで定めた SPT は、SCREEN ホールディングスのサステナビリティ目標と整合的である。
サステナビリティに係る全体的な目標、戦略、方針又はプロセスに関する情報が貸付人等に提供されているか。	SCREENホールディングスは、サステナビリティ経営に係る基本方針、新中期経営計画に社会的価値に係る目標、当該目標に係る主な課題の特定と達成目標の設定、サステナビリティ経営推進体制等に関する情報について、アニュアルレポートおよびウェブサイト等を通して、貸付人を含め一般に広く提供している。

<p>サステナビリティに係るマテリアリティとSDGsへの貢献度の確認、SPTsに関連して、借入人が遵守しようとしている基準・認証等があれば併せて開示しているか。</p>	<p>SCREENホールディングスは、以下の項目を含め、ESG基本方針、サステナビリティ方針、KPIの設定、環境データを全てウェブサイト上で開示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■サステナビリティ方針策定にあたり尊重する原則・憲章・規範 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連グローバル・コンパクト</li> <li>・持続可能な開発目標 (SDGs)</li> <li>・RBA (Responsible Business Alliance)</li> <li>・世界人権宣言</li> <li>・国連ビジネスと人権に関する指導原則</li> <li>・OECD多国籍企業行動指針</li> <li>・ISO26000</li> </ul> </li> <li>■CO<sub>2</sub>中長期排出削減目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>Science Based Target Initiative</li> </ul> </li> </ul>
--	---

## 2.SPTsの妥当性、融資条件におけるインセンティブの発生状況

### 2-1. SCREENホールディングスの設定したSPTsの内容

#### 2-1-1. 気候変動対策 SBT コミットメントに基づく温室効果ガス排出量に係る SPTs について

気候変動対策 SBT コミットメントとは

SCREENホールディングスは、2020年4月にSBTiより、当社グループが定めたCO<sub>2</sub>排出量の2030年及び2050年までの目標設定について、パリ協定の目標である「産業革命前より2°Cを十分に下回る水準(Well Below 2°C)に抑える」ことを実現するための科学的根拠に基づいた排出量削減目標であるとして認定を受けた。SBTiとは、企業による温室効果ガス(GHG)の削減目標が、気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書に記述されているように、地球の気温上昇を産業革命前より2°Cを十分に下回る水準(Well Below 2°C)に抑えるために必要な脱炭素化のレベルと一致している場合に、それらの目標が「科学と整合した」ものとみなす仕組みである<sup>2</sup>。

SBTiでは、SBTを設定することによる企業の利点として、GHG排出削減が気候と地域社会を守るだけでなく、企業の長期的な事業価値を構築でき、イノベーション、コスト削減、企業の信頼と評判、公共政策の変更に影響を与える、といった4つの観点から、将来的な収益性を守ることができることを挙げている。

企業がSBTiに長期的なCO<sub>2</sub>削減目標をSBTとして認定してもらうためには、SBTiに策定した目標がSBT設定基準に合致しているか、レビューを受ける必要がある。SBT設定基準の概要は次の通りである<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 出所: Science Based Targets: The Call to Action, SBTi 作成(CDP、国連グローバル・コンパクト、世界資源研究所(WRI)、世界自然保護基金(WWF)によるイニシアティブ)

<sup>3</sup> 出所: Science Based Targets: The Call to Action. 詳細な基準は、SBTi Criteria and Recommendations (TWG-INF-002/Version 3.0) May 23, 2018 を参照。

必須事項	
<b>範囲</b>	: 目標は、GHG プロトコル <sup>4</sup> のコーポレート基準における要請の通り、会社全体のスコープ 1 及びスコープ 2 排出量と、関連するすべての GHG をカバーすること。
<b>時間枠</b>	: 目標は、発表日から最短で 5 年間、最長で 15 年の期間をカバーする必要がある。
<b>削減水準</b>	: 目標は、少なくとも地球の気温上昇を産業革命前より 2°C を十分に下回る水準(Well Below 2°C)に抑えるために必要な脱炭素化のレベルと一致するものとする。ただし、SBTi では、1.5°C 以下に向けて企業がさらなる取り組みを行うことを推奨している。
<b>スコープ 3</b>	: スコープ 3 排出量が企業全体の排出量に占める割合が大きい（スコープ 1、2、3 の排出量合計の 40% を超える）場合は、明確な時間枠を持つ、意欲的かつ算定可能なスコープ 3 の目標が必要。GHG プロトコルのスコープ 3 算定報告基準で定義されているように、目標の範囲（バウンダリ）はバリューチェーンの排出量の大部分を含める必要がある。
<b>報告</b>	: 企業は年に 1 度、全社的な GHG 排出量インベントリを開示すること。
その他推奨事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 長期的な目標（例：2050 年目標等）の設定を奨励。</li> <li>- 総量 vs. 原単位目標の考え方：スコープ 1 および 2 排出量の原単位目標は、それが気温上昇を 2°C を十分に下回る水準に抑える気候シナリオに則る排出総量削減目標につながる場合、及び認定されたセクターの経路を用いても出るかされた場合にのみ設定できる。</li> <li>- 目標の妥当性と整合性を損なうような重大な変化があった場合は再計算すること。</li> <li>- GHG 排出削減目標を設定する前に、スコープ 3 の精査を完了させておくこと。</li> </ul>	

## 2-1-2. SCREEN ホールディングスの CO<sub>2</sub> 削減計画の野心度

### ① 他社比較

半導体業界は、エネルギー使用量など環境負荷への取り組みが最も進んでいる業界の一つである、同業界にあって、環境負荷の取り組みを進めることは、同社を取り巻くバリューチェーンを考慮した場合に、当社の長期的な企業価値を高める取り組みとして重要である。

主要な半導体製造装置メーカーの CO<sub>2</sub> 削減計画は、基準年の設定が異なっていることなどから一概に比較はできないものの、同業界においてはトップレベルの野心的な目標設定をしていると JCR は評価している。

半導体製造装置メーカーにおける CO<sub>2</sub> 排出は、電気使用量に起因するところが多いため、同電力を再生可能エネルギーの購入に切り替えること、設備更新により電気使用量そのものの削減に取り組むことは、有効である。

SCREEN ホールディングスは、具体的な CO<sub>2</sub> 削減計画を 2030 年まで積み上げて 2030 年の目標達成を目指しており、実現可能性が高い。また、CO<sub>2</sub> 排出削減策について、再生可能エネルギーの

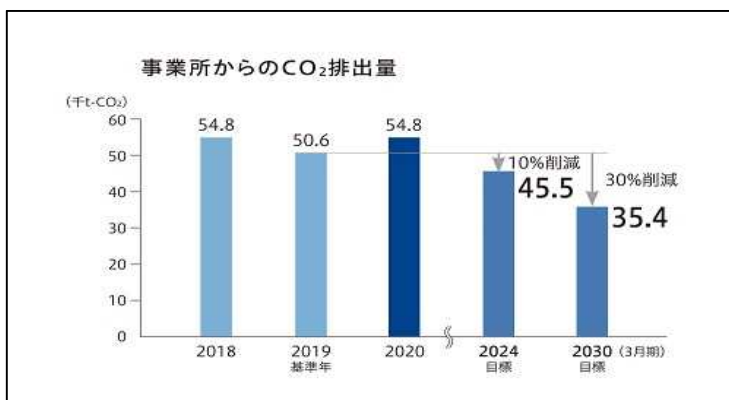
<sup>4</sup> GHG プロトコルイニシアチブは、米国の環境 NGO である WRI と国際事業者 170 社からなる合議体でスイスに本部を置く「持続可能な発展のための世界経済人会議」を中心に集まった世界の諸事業者、NGO、政府機関など多数の利害関係者の共同活動。本イニシアチブは事業者が GHG 排出量を算定・報告するために必要な基準を設定している。

購入だけでなく、事業所の設備更新により各種設備や照明の省エネルギー性能を向上させることや自社の敷地内に太陽光発電所を設置するなどの多面的方策に拠っている。SBT を半導体製造装置メーカーで唯一取得している点は、他社に比して優れていると言える。

② 自社の過去のトラックレコードとの比較

次ページの図は、これまでの CO<sub>2</sub> 排出量の推移である。SCREEN ホールディングスの 2030 年に向けた CO<sub>2</sub> 削減量の基準年は、過去 3 年で最も排出量が低かった年に設定してあること、目標設定は CO<sub>2</sub> 排出原単位ではなく総量ベースでの削減を目指している点などにおいて野心的であると言える。

<SCREEN ホールディングスの事業所におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の推移>



(出所：SCREEN ホールディングスウェブサイト)

③ 国際目標との整合性

前述の通り、SCREEN ホールディングスは SBTi から科学的根拠のある目標設定であるとの認証を受けており、2°C目標の達成を目指すパリ協定など国際的な目標とも整合的であることから、野心度が高いと言える。

2-2. 融資条件におけるインセンティブ設定状況の確認

本ローンでは、SCREEN ホールディングスのサステナビリティ戦略達成にインセンティブをつけるため、返済期限到来まで、金利見直しのタイミングを複数回設け、当該タイミング時の SPTs の進捗状況と貸出条件等が連動されている。JCR は本条件について株式会社三菱 UFJ 銀行及び SCREEN ホールディングス双方が合意し、金銭消費貸借契約に詳細な条件が記載されていることを確認した。

2-3. JCR によるインパクト評価

JCR では、本ローンで定めた SPTs が野心的かつ有意義なものであり、SCREEN ホールディングスの持続可能な成長及び社会価値の向上に資すること及びポジティブなインパクトの最大化、またはネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いを確認するため、国連環境計画が策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) 原則の第 4 原則で例示されているインパクトの測定基準に準拠し、SPTs の影響度 (インパクトの度合い) について、環境省ガイドラインで示されている野心

度及び有意義性、PIF原則で提示されている5要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）から検討を行った。

**多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされているか**

（バリューチェーン全体におけるインパクト、事業セグメント別インパクト、地域別インパクト等）

SCREENホールディングスのCO<sub>2</sub>削減目標は、インパクト領域については気候変動への緩和に限られるものの、以下の多様な側面において広い対象範囲を有している。

バリューチェーン全体に対するインパクトのカバー範囲

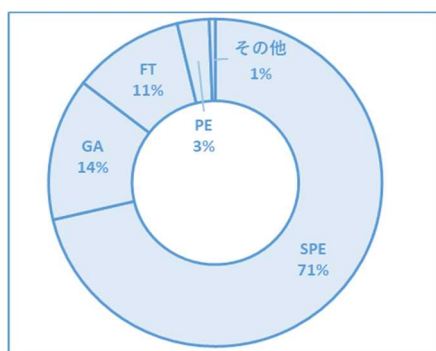
目標設定



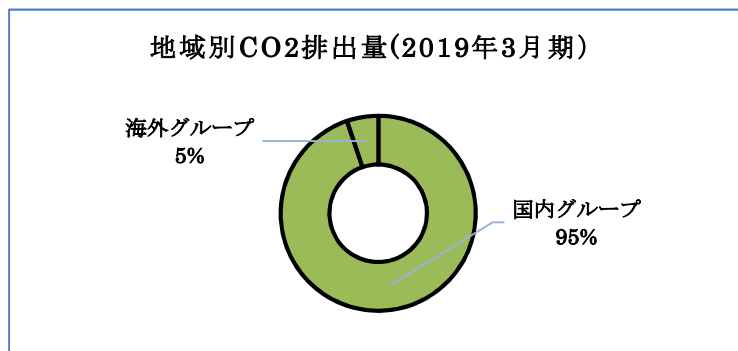
SPT設定対象



事業セグメント全体が対象



地域別CO<sub>2</sub>排出量：国内および海外の事業所全体が対象



**有効性：大きなインパクトがもたらされているか。**

（SPTが対象とする売上高、事業活動、対象となる地域、SPT測定を行う事業活動の国内外におけるマーケットシェア等）

本ファイナンスは、以下の観点から半導体市場に対する波及効果が期待される。

SCREENホールディングスは、主力製品である枚葉式洗浄装置、バッチ式洗浄装置、スピンスクラバー、POD装置、ディスプレイ用コーターデベロッパーについて、いずれも世界No.1のシェアを有していることから、同製品市場における大きなインパクトがある。

同業他社と比較した場合、スコープ1,2の総量ベースで2030年度に2019年3月期年比30%CO<sub>2</sub>削減するという目標設定について、SBTiから承認を取得済みの半導体製造装置メーカーは、SCREENホールディングスのみであり、同業界におけるCO<sub>2</sub>削減を牽引する動きとして意義深い。

**効率性：投下資本に対し相対的に規模の大きいインパクトが得られているか**

本ファイナンスは以下の観点から効率性の高い投資計画を後押ししている。

SCREENホールディングスは2030年までにCO<sub>2</sub>排出総量を30%削減するための長期修繕計画を全事業所について2030年まで毎年試算し、SBTiの認定を受けている。また、SCREENホールデ



イングスの取引先である半導体大手は、取引先のCO<sub>2</sub>削減の取り組みを今後一層求めてくること  
が予想されることから、長期的な国際競争力強化、持続可能なバリューチェーンにおける立ち位  
置を確保する観点からも、CO<sub>2</sub>削減計画を長期に実行していくことが重要である。以上から、投  
下資本に対して大きなインパクトが期待される。

**倍率性：公的資金又は寄付に対する民間資金活用の度合い**

本件では民間資金を100%活用した取り組みを想定している。

**追加性：追加的なインパクトがもたらされているか  
SDGsが未達あるいは対応不足の領域への対処を促しているか  
SDGs実現のための大きな前進となっているか**

SCREENホールディングスが定めたサステナブル目標である”Sustainable Value 2023”では、  
SPTとして選定されたCO<sub>2</sub>削減を含む事業活動を通じた環境負荷低減の取り組みに関して、以下  
のSDGs目標とターゲットに追加的便益をもたらすことが期待される。



**目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう**

**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配  
慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持  
続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



**目標 12：つくる責任つかう責任**

**ターゲット 12.4** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフ  
サイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康  
や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出  
を大幅に削減する。

**ターゲット 12.5** 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用  
により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

**ターゲット 12.6** 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な組み  
組を導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。



**目標 13：気候変動に具体的な対策を**

**ターゲット 13.1** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性  
(レジリエンス) 及び適応の能力を強化する。

2-4. 目標設定に関する SLLP 等への準拠性確認

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
適切な SPTs は、取引ごとに借入人と貸付人グループとの間で交渉され、設定されるべきである。	SPT は、SCREEN ホールディングスと株式会社三菱 UFJ 銀行との間で交渉の上設定されている。

<p>借入人は、1つまたは複数の「サステナビリティコーディネーター」または「サステナビリティストラクチャリングエージェント」の支援を得て、サステナビリティ関連ローン商品をアレンジすることができ、また、任命されたコーディネーターまたはエージェントは、借入人とのSPTsの交渉を支援する。</p>	<p>本ローン組成に際して「サステナビリティコーディネーター」または「サステナビリティストラクチャリングエージェント」の設定は特にはない。</p>
<p>SPTsは、借入人の事業にとって意欲的かつ有意義であるべきであり、また、あらかじめ定められたパフォーマンス目標のベンチマークに関連したサステナビリティの改善と結びついているべきである。市場参加者は、どのような目標も、直近のパフォーマンス水準（多くの場合、過去6～12ヶ月のデータ）に基づくべきであるが、直近が意味する期間はデータによってさまざまである。</p> <p>SPTsは、内部指標（借入人がグローバル・サステナビリティ戦略に沿って定義する）と外部指標（外部の評価基準に照らして、独立した評価者が評価する）のいずれかである。</p>	<p>設定されたSPTは、SCREENホールディングスの”Sustainable Value 2023”と整合的であり、SCREENホールディングスの社会価値向上及び新中期経営計画の実現に資する重要な取り組みである。</p> <p>意欲的かつ有意義であるか否かについて、JCRは国連環境計画PIF原則で提示されている5要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）からインパクト評価を行った結果、総じてインパクトが非常に大きく意欲的かつ有意義な取り組みであることを確認した。</p> <p>SPTであるCO<sub>2</sub>排出量削減目標数値は、事業所ごとに2029年までの削減策について具体的検討がなされた結果、設定されている。また、当該削減計画を踏まえた2030年度目標について、SBTiからSBTの認定を受けている。</p>
<p>SLLは、借入人のサステナビリティを向上させることを目指しており、借入人のパフォーマンスと、あらかじめ決められたSPTsのベンチマークの比較によって融資条件を調整することによって達成を図る。</p>	<p>本ローンでは、SCREENホールディングスのサステナビリティに係る努力にインセンティブをつけるため、SPTsの達成状況の確認日、達成した場合および未達の場合の諸条件について、株式会社三菱UFJ銀行及びSCREENホールディングス双方が合意している。</p>
<p>融資条件と借入人のサステナビリティのパフォーマンスを結びつけることで、借入人に融資期間を通じてサステナビリティに関する内容を改善するインセンティブが発生する。</p>	
<p>借入人は、関連するSLL商品を利用するために、SPTsの適切性について第三者意見を求めることが推奨される。</p>	<p>SPTの適切性についてJCRが独立した第三者機関として本第三者意見を提供している。</p>



### 3. SPTs の進捗状況に係るレポート内容と方法の適切性

#### 3-1. レポート内容とその方法について

SCREEN ホールディングスは、設定した SPT の進捗状況について、株式会社三菱 UFJ 銀行及び本ローン参加行に対し、年に 1 回報告する予定である。また、返済期限が到来した際には、SCREEN ホールディングス、株式会社三菱 UFJ 銀行及び JCR の三社間で本ローンに係る振り返りを行い、SPTs の達成状況に加え、SCREEN ホールディングス及び社会に対するインパクトの発現状況を評価することとしている。

#### 3-2. レポートに関する SLLP 等への準拠性確認

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
借入人は、可能な場合には、SPTsに関する最新情報（外部のESGの格付けなど）を提供し、直ちに利用できるようにすべきである。そのような情報は、少なくとも年1回はローンに参加する金融機関に提供される予定か。	SCREENホールディングスは年1回、株式会社三菱UFJ銀行及び本ローン参加行に対して、SPTの進捗状況に係る情報の提供を予定しており、適切である。
この市場では透明性が特に重要であるため、借入人はSPTsに関する情報を公表することが望ましい。当該情報は借入人の統合報告書やサステナビリティレポートに記載される等公表の予定はあるか。 （*常に公表する必要性はなく、適切な場合に借入人はこの情報を公に利用可能にするのではなく、貸付人と非公開で共有することを選択することができる。）	SPTに関する情報は、SCREENホールディングスのアニュアルレポート及びウェブサイト上で開示の予定である。
借入人は、基礎となる評価手法及び/又は前提条件の詳細を提供しているか（推奨事項）	SPTであるCO <sub>2</sub> 排出量削減目標数値は、2030年度目標について、SBTiからSBTの認定を受けている。

#### 4. レビュー方法の適切性

##### 4-1. SPTs の進捗状況に係るレビューの方法

SCREEN ホールディングスは前項で確認の通り、年に 1 回株式会社三菱 UFJ 銀行に対して SPTs の進捗状況を報告することとしている。また、期中において SPTs の進捗状況に合わせた貸出条件見直しのタイミングを複数回設定している。返済期限到来時には、SPTs の達成状況及びサステナビリティ経営と企業価値向上に対する本ローンの成果について、SCREEN ホールディングス、株式会社三菱 UFJ 銀行及び JCR の 3 者で確認する予定である。

##### 4-2. 本ローンの SLLP 等への適合性に係るレビューの方法

本ローンの実行に際し、その SLLP 等への適合性については、SCREEN ホールディングス及び株式会社三菱 UFJ 銀行の同意のもと、JCR が独立した第三者機関としてレビューを実施するとともに、本第三者意見書によって取りまとめを行う。本第三者意見書は広く一般に開示予定であり、本ローンの透明性は高い。

##### 4-3. レビューの方法に関する SLLP 等への準拠性確認

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
外部評価の必要性は、取引ごとに借入人と貸付人の間で交渉され合意されなければならない。	SPT のパフォーマンス及び本ローンの SLLP 等への適合性に係る外部評価については、SCREEN ホールディングスと株式会社三菱 UFJ 銀行及び本ローン参加行の間に締結される契約書にその必要性が記載される予定である。
SPTs に関連する情報が公開されていない場合、または監査/保証に関する声明が添付されていない場合、借入人は SPTs に対するパフォーマンスについて外部評価を求めることが強く推奨される。	今回設定された SPTs に係る情報は、SCREEN ホールディングスのアニュアルレポート及びウェブサイト上で公表される予定である。
借入人が第三者認証を求める取引においては、借入人は、監査人、環境コンサルタント、独立した格付機関などの資格を有する外部の評価者によって、少なくとも年 1 回は SPTs に対するパフォーマンスを独立した立場で検証されるべきである。このような外部の評価者は、ローンに参加する金融機関の同意を得なければならない。さらに、必要に応じて外部レビューを公開することも推奨される。	CO <sub>2</sub> 排出量のデータ（事業所別、スコープ別、国内外別）について、サステナビリティデータブックの中で公表、当該データについて年に 1 回第三者検証を受けている。当該第三者検証を受け取ることについて、株式会社三菱 UFJ 銀行及び本ローンの参加行の同意を得る予定である。
借入人は、適切な場合には、また、機密性および競争上の考慮をしつつ、SLL に関して SPTs	SCREEN ホールディングスは、SPT に関する情報をアニュアルレポート及びウェブサイト上で公

に関連して有する内部の専門知識の記述を、借入人のウェブサイト等を通じて公開すべきである。	開する予定である。
レポートが完了し、外部評価が行われた後、貸付人は、提供された情報に基づいてSPTs に対する借入人のパフォーマンスを評価する。	株式会社三菱 UFJ 銀行は、SCREEN ホールディングスと合意のもと SPT に対する SCREEN ホールディングスのパフォーマンスを評価する予定である。

#### IV. 結論

以上の考察から、JCR は本第三者意見の提供対象である本ローンが、SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が付与し提供する第三者意見は、評価対象の、ローンマーケット協会 (LMA) の策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則 (SLLP) 及び環境省が 2020 年 3 月に策定したグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況の評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本評価を実施するうえで JCR は、LMA 及び UNEP FI が策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則
- ・資金使途を限定しないポジティブ・インパクト・ファイナンス モデルフレームワーク

### 3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る各種のリスク (信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等) について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、貸付人が SCREEN ホールディングスに対して実施するサステナビリティ・リンク・ローンについて、Loan Market Association の作成したサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル